

令和3年8月の大雨による堆積土砂排除事業実施要項

令和3年8月27日

この要項は、令和3年8月の大雨により発生した地すべりや土石流により流れ出た流木や岩石が混じった土砂等（以下「堆積土砂」という。）が堆積している地域において、被災した宅地の堆積土砂排除事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 本事業は、令和3年8月の大雨による被災者の復旧・復興を支援することを目的として実施するものとする。

（対象者）

第2条 本事業の対象となる者は、国の堆積土砂排除事業の対象地域で、市長が堆積土砂を公益上排除する必要があると認める範囲に存在する宅地の所有者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1） 堆積土砂が、令和3年8月の大雨による被災によるものでない場合

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が本事業を実施することが不相当と認める場合

（申請）

第3条 本事業の実施を希望する者（以下「申請者」という。）は、堆積土砂排除申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（決定）

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その適否について審査し、決定したときは、堆積土砂排除決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（その他）

第5条 この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要項は、令和3年8月27日から施行する。

（失効）

2 この要項は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。